

現場説明書及び現場説明に対する質問回答書

工事名

(主) 生実本納線 (赤井町地区) 函渠整備工事 (7-2)

質問事項

回答

- | | |
|---|---|
| 1. 単-119号 大型プレキャストボックスカルバート 2連 W12.0+W12.3×H5.5×L22.0 1.0m/個は、「管理費区分なし」と考えて宜しいでしょうか。管理費区分をご教示下さい。 | 1. 金入りの単価表においては、摘要欄に「管理費区分 無」となるため、そのとおりです。 |
| 2. 単-146号 道路用鉄筋コンクリート側溝 1種 300A 300×300×2000 は、G資材と考えて宜しいでしょうか。単価根拠をご教示下さい。 | 2. 積算基準 (設計単価編) に基づく、市の設定単価です。 |
| 3. 単-149号 道路用鉄筋コンクリート側溝 3種 300A 300×300×2000 は、G資材と考えて宜しいでしょうか。単価根拠をご教示下さい。 | 3. 積算基準 (設計単価編) に基づく、市の設定単価です。 |
| 4. 単-159号 視線誘導標 防護柵 両面 反射体 径100以下 ボルト式が1本と計上されていますが、単価はマイナスで計上されていると考えて宜しいでしょうか。ご教示下さい。 | 4. そのとおりです。 |
| 5. 単-161号 視線誘導標 防護柵 両面 反射体 径100以下 ボルト式が1本と計上されていますが、単価はマイナスで計上されていると考えて宜しいでしょうか。ご教示下さい。 | 5. そのとおりです。 |
| 6. 積算で計上している下記の単価を教えてください。
①生コンクリート
24-12-25(20)高炉 W/C55%以下
(単-107号)
②遠心ボックスカルバート
I型 Φ300×2400
(単-152号) | 6. ①②の単価は、積算基準 (設計単価編) に基づく、市の設定単価です。 |

③濁水処理費 千葉丸辰道路(株)
(単-74号)

7. 確認ですが、特記仕様書第52条(プレキャストボックスカルバート)に工場仮組立検査に要する費用は受注者の負担とすると記載されていますが、今メーカーからその費用として4千万円の見積が届いています。その費用まるまる業者持ちと考えてよろしいでしょうか。
8. 埋設物等について、特記仕様書第28条にて電気・通信・水道が占用物件との記載がありますが、現地踏査したところ下水道マンホール等も確認できました。下水道マンホールなど設計に含まれていない占用物の移設・撤去・閉塞作業は、全て他工事で実施されるものと考えて良いですか。
9. 本工事は千葉市議会の第何回定例会での議会議決を想定しておりますか。また、工事開始日はいつを想定しておりますか。
10. 特記仕様書第52条で工場仮組立検査の費用は受注者負担との記載がありますが、この費用は設計変更が可能ですか。なお、共通仮設費の率分や現場管理費には、工場仮組費用に相当する内容は無く、必要となる費用は別途計上する必要があります。
11. 現地踏査したところ、掘削範囲はコンクリート・アスベストや木根その他廃棄物等の混入が確認されましたが、これらのふるい分けや処分に要する費用は設計変更が可能ですか。
12. 敷鉄板について、設計では未計上ですが施工ヤードや工事用道路等への敷設が必要と想定されるため、賃料を含めて必要な費用は設計変更が可能ですか。
13. 掘削法面について、設計では法面養生等が未計上ですが、降雨等による法面崩壊が懸念され、モルタル吹付けや土留等が必要と想定されますが、これらの費用は設計変更が可能

③公表しておりません。

7. 特記仕様書のとおり費用は受注者の負担となります。ただし、仮組立検査の方法については、現場で実施する等の変更協議に応じます。
8. 現時点で下水道マンホールの移設・撤去・閉塞作業は想定しておりませんが、マンホール蓋の高さ調整が必要な場合は、本工事で実施することとし、設計変更の対応とします。
その他の占用物件が確認され、移設等が必要な場合は、別途協議とさせていただきます。
9. 第3回定例会です。
工事開始日は示せませんが、契約日は9月末頃を想定しています。
10. 特記仕様書のとおり費用は受注者の負担となります。ただし、仮組立検査の方法については、現場で実施する等の変更協議に応じます。
11. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。
12. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。
13. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。

<p>ですか。</p> <p>14. 現場の仮囲いについて、設計では未計上ですが、近隣住民や沿線利用者への配慮が必要であり、鋼板仮囲い等の設置が必要と想定されますが、これらの費用は設計変更が可能ですか。また、工事終点付近には工事車両出入り口の設置が必要なため、既設街きよ等の撤去・復旧費や交通誘導警備員の配置等は設計変更が可能ですか。</p> <p>15. 雨水等の排水について、生実本納線には排水溝がなく雨水は全て掘削箇所に入流することが想定され、仮設水路やポンプ排水等が必要となりますが、これらの費用は設計変更が可能ですか。</p> <p>16. 仮土留の腹起し材料について、副部材費が不足している点、腹起し材を継手で接続する場合の部材加工費が必要な点など、現場状況に見合った内容で設計変更が可能ですか。</p> <p>17. 仮土留の鋼矢板材料について、計画法線に合わせた加工が必要となるため、加工費は設計変更が可能ですか。なお、鋼矢板IVw型は中古品での取扱いがなく、全て新品で購入する必要があるため、材料費は新品として設計変更が可能ですか。</p> <p>18. 施工範囲にある境界杭や基準点について、工事に起因して生じる撤去・復旧及び測量等に要する費用は設計変更が可能ですか。</p> <p>19. 鋼矢板設置の工法について、設計はバイブロハンマ工法でウォータージェットの利用を想定しておりますが、作業用水の確保が困難な点、バキューム等による排泥処理が必要となる点などから、硬質地盤クリア工法での施工が妥当と想定されるため、現場条件に見合った内容や工法で設計変更が可能ですか。</p> <p>20. プレキャストボックス揚重機の施工基盤について、地耐力不足等により地盤改良が必要となった場合、これらの費用は設計変更が可</p>	<p>14. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p> <p>15. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p> <p>16. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p> <p>17. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p> <p>18. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p> <p>19. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p> <p>20. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
---	--

<p>能ですか。</p> <p>21. 補強土壁の盛土材料について、設計では発生土で想定していると判断できますが、発生土の場内小運搬が必要となるため、この費用は設計変更が可能ですか。なお、発生土が図番 26 号「盛土材の性質」条件を満足していない場合、条件を満足する材料の確保や購入に要する費用は、設計変更が可能ですか。</p> <p>22. BIM/CIM 及び ICT 施工を希望した場合、設計変更の対象と判断して良いですか。</p> <p>23. 参考資料 (131 頁) 単一123 号の積算単価について、設計積算上で採用している単価は、円止め、小数点以下切捨てと考えて良いですか。異なる場合は、設計積算上で採用している単価の端数処理方法と有効桁数をご提示ください。</p> <p>24. 参考資料 (173 頁) 単一152 号の「遠心 BOX カルバート 1 型 φ300×2400 (Z922104900)」について、設計積算上で採用している単価は、「1 個当たりの単価を 1m 当たりに換算した」単価を採用していると考えて良いですか。解釈に誤りが無い場合は、1 個当たりの単価から 1m 当たりの単価へ換算する際の端数処理方法 (有効桁数、切上げ・切捨てなど) をご提示ください。</p> <p>25. 参考資料 (183 頁) 単一159 号、参考資料 (185 頁) 単一161 号の「視線誘導標 防護柵 両面反射体 径 100 以下 ボルト式 (Z004206018)」について、設計数量は「1 本」となっておりますが、積算条件が「手間のみ」となっていることから設計積算上で採用している単価はマイナスとなっていると考えて良いですか。</p> <p>26. 仮設工 土留仮締切工 鋼矢板IVw型 14m110 枚について、鋼矢板中古品となっておりますが、中古品での調達が困難な場合は変更協議の対象 (新品購入) と考えて宜しいでしょうかご教示願います。</p>	<p>21. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p> <p>22. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p> <p>23. そのとおりです。</p> <p>24. 積算基準のとおりです。</p> <p>25. そのとおりです。</p> <p>26. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
--	---

<p>27. 本工事に適応されている週休2日補正は、「月単位」で宜しいでしょうか。</p>	<p>27. そのとおりです。</p>
<p>28. 労務単価は「令和7年度3月」の単価で宜しいでしょうか。</p>	<p>28. 令和7年4月時点の単価です。 (単価適用日 R7. 4. 1)</p>
<p>29. 本工事の工事開始日は、千葉市議会の定例会を考慮すると、いつを想定されているでしょうか。</p>	<p>29. 工事開始日は示せませんが、契約日は9月末頃を想定しています。</p>
<p>30. 経費算出条件について 工種区分は「道路改良工事」でよろしいでしょうか。</p>	<p>30. そのとおりです。</p>
<p>31. 経費算出条件について 現場環境改善費は「大都市(1)(2)市街地」でよろしいでしょうか。</p>	<p>31. そのとおりです。</p>
<p>32. 経費算出条件について 施工地域区分は「市街地 DID 補正 1-3」でよろしいでしょうか。</p>	<p>32. そのとおりです。</p>
<p>33. 道路土工について ICT 施工を希望した場合は設計変更協議に応じていただけるでしょうか。</p>	<p>33. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>34. 迂回路設置について 図面9「施設工平面図(迂回路)」の測点: 計画No.10 付近にて迂回路に掛かる民家(クリーニング店前に2件)が確認できますが、乗り込み時は支障ない状態になっていると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>34. そのとおりです。</p>
<p>35. 迂回路設置について 図面9「施設工平面図(迂回路)」の測点: 計画No.10 付近にて迂回路に掛かる民家・商店が確認できます。これによる工期の変動等が発生した場合は、設計変更協議は可能でしょうか。</p>	<p>35. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>36. 迂回路設置について 図面9「施設工平面図(迂回路)」上で、切回し道路が鎌田配水池敷地に被っている箇所</p>	<p>36. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>

<p>があります。その箇所に支障物として、配水池の囲い、樹木が確認できます。千葉県との協議は済んでいると考えて宜しいでしょうか。済んでいない場合は協議に応じていただけるでしょうか。</p>	
<p>37. 迂回路設置について 図面 26 帯鋼補強土壁工法一般図にて、迂回路の法尻が仮設鋼矢板土留に仕切られた範囲内に収まっていない箇所が見受けられます。これによる対策・措置が発生すると思われる、その際は設計協議に応じていただけるでしょうか。</p>	<p>37. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>38. 舗装工 夜間施工について 夜間施工時のアスファルト合材の夜間割増費用は設計変更協議に応じていただけるでしょうか。</p>	<p>38. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>39. プレキャストカルバート工について 据付作業用の大型クレーン設置ヤードの地耐力が不足の場合は設計変更協議は可能でしょうか。</p>	<p>39. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>40. プレキャストカルバート工について カルバート据付箇所の地耐力が不足の場合は設計変更協議に応じていただけるでしょうか。</p>	<p>40. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>41. プレキャストカルバート工について 注入材のロス率分は注入材料単価に反映されているでしょうか。</p>	<p>41. ロス分は見込んでいません。</p>
<p>42. プレキャストカルバート工について カルバート製品の製作について、メーカーより前回公告時期と状況が変化し、今回の製作は納期まで通常以上に時間を要するとの返答を貰っております。これによる工期延伸となった場合、その分の経費は協議可能でしょうか。</p>	<p>42. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>43. プレキャストカルバート工の仮組立検査について 特記仕様書第 52 条にて仮組立検査は受注者</p>	<p>43. 特記仕様書のとおり費用は受注者の負担となります。ただし、仮組立検査の方法については、現場で実施する等の変更協議に応じます。</p>

<p>負担との記載がありますが、本検査は大型の200 tクローラークレーンを使用（運搬・組立・運転発生）しての段取・仮設（足場・重機基盤整備・仮設材等）となり、それに伴う整備も必要となります。大掛かりな仮設と設備を必要とする検査であり、費用も高額となります。共通仮設費の積上げ計算による内容に該当すると考えられ、設計変更協議に応じていただけないでしょうか。</p>	
<p>44. 帯鋼補強土壁工について 「設計内訳書 p2 まき出し・敷均し・締固め」の土材料は掘削工で発生した土砂の転用との設計でしょうか。</p>	<p>44. そのとおりです。</p>
<p>45. 帯鋼補強土壁工について 「設計内訳書 p2 まき出し・敷均し・締固め」の土材料が掘削工で発生した土砂の転用の場合、仮置場からの積込・運搬手間は設計変更協議に応じていただけるでしょうか。</p>	<p>45. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>46. 帯鋼補強土壁工について 「設計内訳書 p2 まき出し・敷均し・締固め」の土材料が「図面 26 帯鋼補強土壁工法一般図」記載の設計条件を満足しない場合、設計変更協議に応じていただけるでしょうか。</p>	<p>46. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>47. 施工箇所の千葉大網線の道路下埋設物・電線・電柱・照明等は、特記第 28 条の各工事の工期で完了すると考えて宜しいでしょうか。これにより難しい場合は協議に応じていただけるでしょうか。</p>	<p>47. 完了する計画ですが、変更が生じる場合は協議の対象となります。</p>
<p>48. 施工箇所にゴミが確認できます。ふるい分けや処分等の処理について設計変更協議に応じていただけるでしょうか。</p>	<p>48. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>49. 仮設工 土留仮締切工 鋼矢板について 「参考資料 単価 79 号」では“WJ 併用パイプロ打設”となっておりますが、付近に民家・商店が見受けられます。打設工法の変更が必要となった場合は設計変更協議に応じていただけるでしょうか。</p>	<p>49 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>

<p>50. 仮設工 仮設道路について 施工箇所への重機の進入（クローラークレーン運搬のトレーラ等）に仮設進入路の整備が必要となった場合は設計変更協議に応じていただけるでしょうか。</p>	<p>50. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>51. 仮設工 敷鉄板設置 工事用道路や施工ヤードに敷鉄板の設置が想定されます。これについて設計変更協議に応じていただけるでしょうか。</p>	<p>51. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>52. 仮設工 土留仮締切工 削孔アンカーについて アンカーが民家敷地内に入っている箇所がありますが、施工に支障はないと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>52. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>53. 掘削法面について 降雨等による法面崩壊が懸念される為、法面養生が必要と想定されます。設計変更協議に応じていただけるでしょうか。</p>	<p>53. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>54. 仮設工 工事現場周囲の仮囲いについて 近隣住民への配慮の為、鋼板仮囲い及び工事車両出入口の設置、これに伴う交通誘導員の配置が必要となります。設計変更協議に応じていただけるでしょうか。</p>	<p>54. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>55. 降雨等による雨水の流入について 生実本納線の掘削箇所に雨水が流入する事が想定される為、仮設ポンプ・仮設水路の設置が必要と想定されます。設計変更協議に応じていただけるでしょうか。</p>	<p>55. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>56. 仮土留の鋼矢板材料について 鋼矢板IVw型の中古品の取り扱いが無い為、調達が困難と想定されます。中古品が無く、新品となる場合は設計変更協議に応じていただけるでしょうか。</p>	<p>56. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>
<p>57. 仮土留の鋼矢板材料について 土留矢板の設置の線形について、3箇所の折れ点があり、その点では鋼矢板材料のセクションに加工が発生します。加工費について設</p>	<p>57. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p>

<p>計変更協議に応じていただけるでしょうか。</p> <p>58. 施工箇所の境界杭・基準点について 施工によって撤去・復旧が発生した場合、設計変更協議に応じていただけるでしょうか。</p> <p>59. 帯鋼補強土壁工について、 「図面 1 土工計画平面図」において、帯鋼補強土壁 5 号の施工箇所は道路土工にて法面となっておりますが、「図面 26 帯鋼補強土壁工一般図」では帯鋼補強土壁 5 号に法面は考慮されていない面積で記載されております。この「図面 26」に従って設置の場合、設置の為に掘削量等の増量が発生します。また、土留アンカー設置の為に掘削が必要となります。これによる施工数量に増減がある場合は設計変更協議に応じていただけるでしょうか。</p> <p>60. 現地には既設のガードレール、フェンス、車止ポールが確認できますが、設計内訳書にこれらの撤去の項目が計上されているでしょうか。計上されていない場合、設計変更協議は可能でしょうか。</p> <p>61. 迂回道路について 切回しの期日は何時とお考えでしょうか。教えてください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>58. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p> <p>59. 協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p> <p>60. 計上されていません。協議により必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。</p> <p>61. 特記仕様書第 11 条に記載のとおり、令和 8 年 1 月下旬予定です。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---